

## 新たな北海道総合開発計画の策定に向けた 今後の調査審議の進め方について（案）

平成 27 年 1 月 30 日  
国土審議会北海道開発分科会

### 1 今後の調査審議について

北海道開発をめぐる潮流の急激な変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、平成 28 年春を目途に新たな北海道総合開発計画を策定することができるよう、計画案の作成に必要な調査審議を進める。

### 2 調査審議の体制について

1 に掲げた事項の調査審議のため、別紙の設置要綱により、国土審議会北海道開発分科会に計画部会を置く。

北海道開発分科会計画部会設置要綱（案）

平成 27 年 月 日  
国土審議会北海道開発分科会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会（以下「分科会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、新たな北海道総合開発計画の策定に必要な事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

（庶務）

- 3 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

（雑則）

- 4 前3項に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

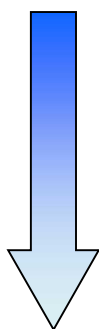
この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 今後の検討スケジュール（案）

- 平成 27 年夏ごろまでに 5 回程度計画部会を開催し、中間整理をとりまとめ。
- 以降も適宜計画部会を開催し、平成 28 年春を目途に新たな北海道総合開発計画を策定。

### （1）平成 27 年 1 月 30 日 第 15 回北海道開発分科会

- 新たな北海道総合開発計画の策定についての諮問を行うとともに、専門的な調査審議を行う計画部会の設置を了承等

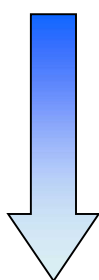


《平成 27 年 2 月から平成 27 年夏ごろまで》

5 回程度計画部会を開催し、新たな北海道総合開発計画の策定の視点をはじめとする、新計画策定の主要事項について調査審議を実施

### （2）平成 27 年夏ごろ 第 16 回北海道開発分科会

- 計画部会での議論（中間整理）の報告



《平成 27 年秋ごろ》

計画部会において、計画素案の作成に向けた調査審議を適宜実施

### （3）平成 27 年末ごろ 第 17 回北海道開発分科会

- 計画部会での議論（計画素案）の報告



### （4）平成 28 年春ごろ 第 18 回北海道開発分科会

- パブリックコメント等を経た計画案を了承（答申）